

懲戒規則

制定施行 平成25年 4月 1日

(目的)

第1条 この懲戒規則は、公益社団法人日本年金数理人会定款第5条第1項に定める正会員、準会員、名誉会員及び特定会員（以下「会員」という。）に対する懲戒手続に関し必要な事項を定める。

(懲戒処分)

第2条 会員が定款第9条第1項に該当するとして会員若しくは会員以外の者から処分申立てがあった場合は、その内容を審査し、必要である場合には理事長の名において定款第9条第2項に定める懲戒処分を行う。

(処分の申立て)

第3条 前条の処分の申立ては、理事長に対して書面で行わなければならない。

(判定会議)

第4条 前条の申立てがあった場合、理事長は審査を開始する要件を備えているかどうかを判定する会議（以下「判定会議」という。）を招集する。

- 2 前項の「審査を開始する要件」は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 申立ての対象となる者（以下「被申立人」という。）が会員であること。
 - (2) 被申立人が定款第9条第1項のいずれかに違反したことについての申立てであること。

なお、正会員5名以上が連名で処分を申し立てたとき又は申し立てることに同意しているときは、審査を開始する要件を備えているものとする。

- 3 判定会議の出席者は次の3とする。
 - (1) 理事長
 - (2) あらかじめ理事会で指名された副理事長1名
 - (3) あらかじめ理事会で指名された前2号以外の理事1名
- 4 判定会議は全員の出席がなければ開催することができない。
- 5 判定は過半数の賛成で決する。
- 6 理事長は、判定の結果について、処分を申し立てた者（以下「申立人」という。）に文書で報告しなければならない。

(紀律委員会)

- 第 5 条 前条の判定の結果、審査を開始することとしたときは、委員会規則に定める紀律委員会で処分の要否を審査のうえ、決する。
- 2 処分を要する場合には、紀律委員会は以下の各号いずれに該当するかを決する。
- (1) 定款第 9 条第 2 項第 1 号の処分
 - (2) 定款第 9 条第 2 項第 2 号の処分
 - (3) 定款第 9 条第 2 項第 3 号の処分に相当するとして定款第 11 条に定める総会の招集を理事会に発議すること

(紀律委員会の開催)

- 第 6 条 紀律委員会は、理事長の要請に基づき委員長が招集する。
- 2 紀律委員会は、5 名以上かつ利害関係者を除いた委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。利害関係者を除いた委員数が 4 名以下になったときは、委員会規則に基づき、速やかに委員を追加選任しなければならない。
- 3 利害関係者は、紀律委員会に出席することができない。
- 4 利害関係者に該当するか否かは、委員長が判定する。委員長が利害関係者に該当するか否かは副委員長が判定する。

(紀律委員会の運営)

- 第 7 条 紀律委員会は、申立人及び被申立人本人、又はそれらの代理人から意見を聴取しなければならない。
- 2 紀律委員会は、参考人からの意見聴取など、その審査に必要と思われる手続により、事案の把握に努めなければならない。
- 3 決議を行うには、処分の適否を審査する紀律委員会に出席した委員の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

(不服審査会)

- 第 8 条 紀律委員会の決議について、申立人若しくは被申立人は理事長に対して異議を申し立てることができる。
- 2 異議の申立ては、紀律委員会の決議が申立人若しくは被申立人に通知された日の翌日から起算して各々 60 日以内に文書で行わなければならない

い。

- 3 前項の異議の申立てがあった場合には、理事長は、紀律委員会で決定された決議を再度審査するために、不服審査会を設置する。
- 4 不服審査会は 5 名以上の委員で構成するものとし、会員の中から本人の同意を得て理事会の推薦により理事長が選任する。ただし、次の者を除外する。
 - (1) 理事長及び会長
 - (2) 紀律委員会委員
 - (3) 申立人又は被申立人と利害関係にある会員
- 5 不服審査会の委員のうち 3 分の 1 以上は理事以外の者とする。
- 6 不服審査会の委員長は理事長が選任する。
- 7 不服審査会の開催、運営については第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。

(記録及び報告)

第 9 条 紀律委員会及び不服審査会の議事及び発言については、記録を作成し、決した後、文書で理事会に報告しなければならない。

(紀律委員会及び不服審査会の決議の通知)

- 第 10 条 紀律委員会及び不服審査会の決議及びその理由は、理事長より申立人及び被申立人に郵送その他の通信手段によって通知されなければならない。
- 2 紀律委員会の決議は、所定の期間内に第 8 条に定める異議の申立てが行われなかった場合に確定し、効力を生じる。
 - 3 不服審査会の決議は、被申立人に通知したときに確定し、効力を生じる。

(総会の決議の通知)

- 第 11 条 定款第 9 条第 3 項ただし書きに関する総会の決議及びその理由は、理事長より申立人及び被申立人に郵送その他の通信手段によって通知されなければならない。
- 2 総会の決議は、被申立人に通知したときに確定し、効力を生じる。

(秘密の保持)

第 12 条 判定会議の出席者並びに紀律委員会及び不服審査会の委員は、会議出

席者又は委員としての職務遂行上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(公表)

第 13 条 理事長は、被申立人が定款第 9 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の処分に処せられた場合には、その内容を一般に公表しなければならない。ただし、理事会がこれと異なる決定をした場合はこの限りではない。

(疑義)

第 14 条 会員は、この懲戒規則の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの規則に規定がない事項について疑義が生じた場合、理事長にその疑義についての判定を求めることができる。ただし、第 7 条又は第 8 条により審査中の事項については、紀律委員会又は不服審査会の決定に従わなければならない。

2 前項の申し出があった場合、理事長は関係委員会に諮問しその答申を得た後、理事会の決議を得て判定を行う。

附 則

第 1 条 この懲戒規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。